

「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）」に関するパブリックコメント手続を実施します。

千葉市では、令和3年11月1日付に施行した「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」に基づく継続的な指導により、約9割の事業場において再生資源物の保管基準が遵守されていますが、条例施行後も火災が継続的に発生していることから、火災の発生防止及び延焼リスクを軽減することを目的に、より厳格な保管基準を定めた「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）」を作成しました。

この改正案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
- ・市内施設での閲覧および配布：産業廃棄物指導課（市役所高層棟7階）、環境総務課（市役所高層棟7階）、行政資料室（市役所低層棟2階）、各区役所総務課、市図書館。



【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和6年12月20日(金)～令和7年1月19日(日)
※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法
「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例施行規則（改正案）に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。
- ・提出先
 - 1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所産業廃棄物指導課
 - 2 F A X：043-245-5477
 - 3 電子メール：sangyohaikibutsu.enr@city.chiba.lg.jp
 - 4 持 参：産業廃棄物指導課（市役所高層棟7階）、各区役所総務課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和7年2月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課

電 話 043-245-5685

F A X 043-245-5477

電子メール sangyohaikibutsu.enr@city.chiba.lg.jp